

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条及び法を受け、平成26年10月10日に施行した「京都市いじめの防止等に関する条例」第10条に基づき、各校における「いじめの防止等の基本的取組方向や取組内容」策定する。

深草中学校では、以前より「見逃しのない観察」「手遅れのない対策」「心の通った指導」を徹底し、いじめのない学校づくりを進めてまいりましたが、さらに一層「いじめのない、規範意識を持った規律ある学校風土」をめざし、ここに「学校いじめの防止等基本方針」を作成いたします。

京都市立深草中学校

令和7年4月

## 令和7年度 京都市立深草中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 総則

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、必要に応じて指導し、見守り解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、平成29年3月14日の国による「いじめ防止のための基本的方針」改定、それに伴う京都市における現状分析を踏まえ「京都市いじめの防止等取組指針」に基づいて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

#### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する重大な問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが、特に重要なことを認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携下、いじめの問題を克服することを目指して実践する。

### 2 いじめ対策委員会の設置

#### ○いじめ対策委員会

[実施予定] 週1回

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年生徒指導係 養護教諭

スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

#### [内 容]

- ・管理職を構成員とし、重要事案にも即座に対応する。
- ・生徒指導主事と学年生徒指導担当を構成員とし、共通理解と全校体制での指導を行う。
- ・各学年の生徒の動向を正確な情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを構成員として、当該生徒の心のケアを支援しつつ、場合によっては、医療機関や児童相談所等関係諸機関との連携を図っていく。
- ・教職員は、いじめ事案が発生している情報を、管理職、生徒指導主事、補導主任、学年生徒指導担当のいじめ対策委員会メンバーに報告し、組織的に情報共有を行う。また、教職員は、いじめに係る情報を一人で抱え込むことは、法に違反することを認知していかなければならない。
- ・いじめ対策委員会の設置について、ホームページや始業式等で生徒、保護者への周知をする。

#### ○関係者即応対策チーム

##### [実施予定] 緊急対応即時

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 学年主任（関係生徒担任 学年担当 部活動顧問）  
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

##### [内 容]

関係者の協力のもと、正確な事実関係の把握を行い、いじめとして対応すべき事案か判断し、言動の制止・抑止と加害生徒の反省、謝罪を目処に、被害生徒及び加害生徒双方に対し適切な指導・支援を行う。

#### ○拡大いじめ対策委員会

##### [実施予定] 事案が特に家庭の背景や当該生徒の内面や養育歴に深く根ざす場合

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 人権教育主任  
生徒会本部主任 養護教諭 教育相談主任 スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー 当該生徒の担任

##### [内 容]

関係者即応チーム対応後に、中・長期的な継続的な事後指導、相談、見守り、家庭への入り込み、関係機関との連携を図り、対応していく。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### （1）学校におけるいじめの未然防止のためのプログラム

#### ○学習環境の整備

- ・生徒が居心地よく、安心して学校生活を営めるように教室内外や校舎回り等の学校敷地内はもとより、学校周辺に至るまでの教育環境が快適に整った状態を保全する。

#### ○授業改善

- ・すべての生徒が「楽しく、学び甲斐」を感じ、「学び心地」のよい、達成感のある授業を行うことにより、いじめの要素を含む衝動が湧かない心の安定と整備を目指す。

- ・言語活動の充実により、事柄を正確に理解する力や、自分と相手との距離感を理解し、コミュニケーション能力を育み、いじめ事案のきっかけとなる可能性を持つ生徒間トラブルの低減を目指すため些細なことにも注意を常に払う。
- ・個を尊重する態度を育み、自尊感情・自己有用感の高揚を目指す。

#### ○道徳教育、人権教育の充実

- ・「自ら考え、対話する道徳教育」「社会性、規範意識の育成」「人権尊重の取組」等、すべての教育活動を通じて、自他の生命を尊重し、人権を大切にする豊かな心を育てるとともに、道徳教育の向上を目指し、充実させる。また、教科指導や学級活動においても、道徳教育を横断的に実施し、子どもが命の尊さや人権について自主的に考え、議論し、行動できる力の育成を目指す。

#### ○生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い自己有用感や自己肯定感を高め、自己実現につながる指導を推進する。
- ・生き方探求チャレンジ体験などの職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・PTAや学校運営協議会との連携による地域活動への参加や地域を大切にした住民とともにつくりあげる活動を通して、生徒個々が自分の暮らしている地域に愛着と地域の一員であるという自覚を持てるような取組実践を地域と協力しながら目指す。

#### ○生徒同士の絆づくり

- ・学級は、学校生活の基礎となるものである。学級活動は、学級や学校での生活をよりよいものとするため、議論をし、相互協力による取組実践をする場である。これらのことを通じて、身の回りにある課題解決のため生徒同士で協力し、課題解決へ向けた主体的な実践ができる集団の育成を目指す。
- ・各種学校行事において、よりよいものにしていくために学年や学級の生徒で協力して活動する中で、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、個々の行事等の意義や活動を行うために必要なことを理解して、主体的に考え実践できる力の定着を目指す。

### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

#### ○日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や教育相談、教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて、生徒の些細な変化にもアンテナを張り、生徒の実態把握に常に努める。そして、その情報を確実に教職員間で共有し、その情報を分析し、速やかに正確な初期対応を行う。また、保護者や地域との連携を丁寧に行い、生徒の変化を早期に発見する。教職員は子どもたちの些細な変化に対し、敏感に察知し、見逃しのない観察力と洞察力のスキルアップを図る。

#### ○生徒に対する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加え記名式アンケート、クラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート　わたしの毎日アンケート)を年間複数回実施し、生徒の実態把握を常に心掛け、諸課題の早期発見に努め

る。課題を把握した場合は、課題に関する背景を検証し早期の支援・指導を行う。

- ・全生徒への授業についての無記名アンケート「学校評価アンケート」（それぞれの教科の授業の方法について生徒の捉えを尋ねるもの）に付して、「悩んでいること（いじめがある場合）、先生に相談『しやすい』『しにくいがする』『できない』」という選択式の問い合わせを設ける。その結果から、教職員の日頃の関わり方が、相談しやすさにつながっているかを省み、日々の教育活動の内容・方法にフィードバックさせる。
- ・生徒を多面的に観察・理解できるツールを用いた面談の中で、生徒の成育歴や困りを把握し、改善する方向を探る。保護者や地域、関係諸機関の支援が必要な場合は、学校総体として協議し、適宜適切な支援・指導を行う。

### （3）いじめ事案発生時の措置及び再発防止に向けた取組

#### ○基本的な考え方

- ・いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まない意識を持つ環境にすること
- ・いじめ対策委員会等の組織で正確な情報収集の集約と共有に努めること
- ・組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む姿勢を持つこと
- ・正確な事実確認と正確な聴き取りの実践を徹底すること
- ・いじめ被害生徒に寄り添い丁寧な支援を実践すること
- ・いじめ被害生徒保護者に対し、丁寧な説明と今後の対応説明を実践すること
- ・いじめ加害生徒、保護者等への的確な指導実践をすること
- ・周囲の生徒へ対しての的確な指導実践をすること
- ・教育委員会への報告、警察や児童相談所など関係諸機関との連携を確実に取ること

#### ○インターネット（SNS）を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯端末の校内への持込と使用の禁止を、学校と保護者が連携して進める。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」「スマホ・ケータイ教室」を実施する。インターネットや携帯電話（SNSなど）の利用について、その危険性について啓発し、いじめ事案発生の未然防止に努める。
- ・生徒自身のソーシャルスキル向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・小学校で行われている家庭へ向けての「ネットルールづくり」の取組を継承する形で、小中一貫としての働きかけを行う。
- ・PTAや地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

#### ○いじめ解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・加害生徒から被害生徒への謝罪が行われたからといって、いじめの解消とは言えない。いじめ解消とするには、次の2つの要件が満たされていることが不可欠である。
  - ① いじめに関わる行為が、少なくとも3か月間止んでいること。ただし、いじめの状況によっては、さらに長期間の見守りが必要な場合もある。
  - ② いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、被害生徒を徹底して保護し、安心して登校できる安全な学校の構築に努める。

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

### 前 提 と な る 基 本 事 項

#### 『学校いじめの防止等基本方針』

□学校いじめ防止プログラムの策定

□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知

□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

#### 『いじめ対策委員会』

□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携

方法の 確認・周知

□臨時の委員会開催時の手順確認・周知

□児童生徒、保護者、地域への周知

### 未然防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

### いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない  
観察

### 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない  
対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有可能・行動の一元化】

心の通った  
指導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではな

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒・保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。  
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）  
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）  
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・年度当初に「学校いじめの防止等基本方針」についての研修を実施し、いじめはどこの学校でも起こりうる問題であり、未然防止・早期発見と対応が重要であるという共通認識を確認する。
- ・生徒理解やいじめ事案対処に関する校内研修を年間3回以上実施する。  
(4月、8月、10月、2月実施予定)
- ・教育相談やアンケート等を実施して、注意深く分析し、かつ生徒の動向に注意し、生徒からの情報を得られやすい環境を構築し、いじめの未然防止や早期発見が図れるよう教職員一人一人が取り組み相互に補完する。

### 4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしには進まないことの理解を広く求める。
- ・深草中学校PTAや深草地域生徒指導連絡協議会（深草地生連）、深草中学校運営協議会等への「学校いじめ防止基本方針」の周知や、いじめの防止をテーマとした取組を共同で実施する。
- ・いじめ認知直後に京都市教育委員会との連携はもとより、事案の内容によっては京都府警察、京都市児童相談所等、関係機関との連携を行い、早期解決に向けて取り組む。

### 5 重大事態への対処

#### ○基本的な考え方

- ・いじめを受け生徒の状況を注視し、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に、具体的な事案の様態から判断した上で、重大事態と捉え、対応する。

#### ○重大事案が発生したときの対応

- ・重大事態になった事案を認知した場合には、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を至急市長に報告する。さらに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得、本校が調査主体となる場合には、本校に組織を設け、質問紙の使用またはその他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### 6 いじめに対する相談口連絡先

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

子どもの「いじめ」に関するなやみの相談電話。

子どもの人権110番 0120-007-110

(24時間いつでも、お話したいときに気軽にお電話してください。)

## 7 年間計画（予定）

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

月	対策会議の開催や教職員の資質能力向上の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会（週1） ◆職員会議 「生徒指導体制の確認」 ◆校内研修「生徒理解」 全学年 『学校いじめの防止等 基本方針』の共有 ◆校内研修 「生徒指導方針」 ◇生徒指導委員会（月1回）	・始業式・入学式 ・学級開き ・新入生歓迎会 【道徳】 『礼儀』 『遵法精神・公徳心』 『相互理解・寛容』	・前年度のいじめに関する情報の共有	・学校だよりや学年だより ・個人懇談会
5	◇いじめ対策委員会（週1） ◇生徒指導委員会（月1回）	・憲法講話 【道徳】 『生命の尊さ』 『国際理解と貢献』 『思いやり・感謝』 ・生徒総会 ・3年修学旅行	・教育相談	・P T A総会 ・地生連総会
6	◇いじめ対策委員会（週1） ◇生徒指導委員会（月1回） 「記名式アンケート結果より」 ◆ <u>関係者即応チーム、学年会</u> 「いじめに関する情報交換」 「記名式アンケート結果の共有と研修」 ◆学年会 「クラスマネジメントシート」の結果より	・1年校外学習 ・2年チャレンジ体験 【道徳】 『友情・信頼』 『よりよい学校生活・集団生活の充実』 『最上級生としての心構』	・クラスマネジメントシート ・いじめ記名式アンケート	・休日参観 ・学校運営協議会理事会 ・進路保護者会
7	◇いじめ対策委員会（週1） ◇生徒指導委員会（月1回） ◆職員会議 「いじめに関する情報交換」	・三者懇談会 ・学年集会 ・補充的な学習会 ・「社明運動」作文 ・人権啓発作文 【道徳】 『よりよい学校生活・集団生活の充実』 『礼儀』 『生命の尊さ』	・「学校評価アンケート」に付した、相談のしやすさの内容	・三者懇談会 ・学校評価実施
8	◇いじめ対策委員会（週1） ◇生徒指導委員会（月1回） ◆校内研修（2） 「1学期の関わり方、アンケート結果と振り返り」	・小中合同研修会 ・生徒会リーダー研修	・生徒理解に関する情報交換	

9	<p>◇いじめ対策委員会（週1）        ◇生徒指導委員会（月1回）        ◆職員会議        「1学期及び長期休業中のトラブル・いじめ事案の共有と振り返り」</p>	<p>・合唱コンクール        ⇒学級集団づくり        【道徳】        ①『礼儀』        ①②『相互理解、寛容』        ②『思いやり、感謝』        ②『友情・信頼』        ③『公正・公平、        社会正義』</p>		・公開授業週間
10	<p>◇いじめ対策委員会（週1）        ◇生徒指導委員会（月1回）        ◆校内研修（3）        「学校評価の結果を受けたいじめ対策プログラム検討」        ◆職員会議        「フェス取組期間中のトラブル、いじめ事案の共有と振り返り」</p>	<p>・体育大会        ・生徒会本部役員選挙        ・人権啓発標語の募集        【道徳】        『思いやり、感謝』        『生命の尊さ』        『社会参画、        公共の精神』        『遵法精神、公徳心』        『公正・公平、        社会正義』</p>	<p>・クラスマネジメントシート        ・いじめ記名式アンケート        ・スマホ・ケータイ教室</p>	・三者懇談会 (3年のみ)
11	<p>◇いじめ対策委員会（週1）        ◇生徒指導委員会（月1回）        「記名式アンケート結果より」        ◆職員会議        「いじめに関する情報交換」        「記名式アンケート結果共有」        ◆学年会        「クラスマネジメントシート」の結果より</p>	<p>・人権啓発標語作成        ・小学生体験授業等        ・「いのちの授業」～幼児とのふれあい        【道徳】        ①『国際理解・国際貢献』        ②③『友情・信頼』        ②『生命の尊さ』</p>	<p>・教育相談</p>	<p>・学校運営協議会理事会        (いじめ対策プログラムの検討)        ・進路保護者会        ・家庭地域教育講座</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会（週1）        ◇生徒指導委員会（月1回）        ◆職員会議        「いじめに関する情報交換」        ◆校内研修（4）        「いじめに関する生徒、不登校及び不登校傾向生徒の情報共有」</p>	<p>・人権学習        ・人権啓発標語の発表        ・学年集会        【道徳】        『相互理解、寛容』        『友情・信頼』        『公正・公平、社会正義』        『遵法精神、公徳心』        『社会参画、        公共の精神』</p>		・三者懇談会
1	<p>◇いじめ対策委員会（週1）        ◇生徒指導委員会（月1回）        ◆校内研修（5）        「学校評価の結果を受けたいじめ対策プログラム見直し」        ◆職員会議        「いじめに関する情報交換」</p>	<p>・ケータイ教室        【道徳】        『よりよい学校生活・集団生活の充実』        『礼儀』        『生命の尊さ』</p>		・学校評価 実施

2	<p>◇いじめ対策委員会（週1）        ◇生徒指導委員会（月1回）        「記名式アンケート結果より」        ◆職員会議        「いじめに関する情報交換」        「記名式アンケート結果の共有」        「今年度の総括」        ◆学年会（1、2年）        「クラスマネジメントシート」の結果より</p>	<p>・非行防止教室        【道徳】        『思いやり、感謝』        『よりよい学校生活・集団生活の充実』        『国際理解・国際貢献』</p>	<p>・クラスマネジメントシート        (1、2年)        ・いじめ        記名式アンケート        (1、2年)</p>	・学校運営協議会理事会
3	<p>◇いじめ対策委員会（週1）        ◇生徒指導委員会（月1回）        ◆年度末反省</p>	<p>・球技大会        ・3年生を送る会        ・学年・学級のまとめ        ・卒業式・修了式        【道徳】        『遵法精神、公徳心』        『よりよい学校生活・集団生活の充実』</p>	<p>・「学校評価アンケート」に付した、相談のしやすさの問い合わせ</p>	

【令和7年4月1日版】